

保険料額決定通知書を送付します

保険料額は前年の所得に応じて計算されます。7月中旬に平成28年度保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。また、7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。受け取りには印鑑が必要です。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

◆問合せ 保険医療課医療担当 (市役所内線252・318)

平成28～29年度の保険料

$$\text{年間保険料 (上限 57 万円)} = \text{所得割額 (総所得金額等 - 33 万円) } \times 10.17\% + \text{均等割額 48,297 円}$$

■保険料の軽減措置

○均等割額の軽減基準所得 (被保険者 + 世帯主)

8.5割軽減 = 33万円以下

※上記の場合において被保険者全員の年金収入が80万円以下で、かつ各所得が0円の場合は9割軽減

5割軽減 = 33万円 + 26.5万円 × 被保険者の数

2割軽減 = 33万円 + 48万円 × 被保険者の数

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

○所得割額の軽減措置

所得 (総所得金額 - 33万円) が58万円以下の方は所得割額が5割軽減されます (年金収入のみの場合は211万円以下)。

■医療費の自己負担額を軽減できる制度

市民税非課税世帯の被保険者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が外来・入院とも限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。この減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで引き続きこの制度の対象となる方には7月下旬に減額認定証を送付します。また、この制度の適用を受けるには事前の申請が必要です。世帯全員が市民税非課税の方で、まだ減額認定証をお持ちでない場合は、被保険者証と印鑑をお持ちのうえ申請にお越しください。

防災資機材の購入を補助します

西脇市では、下記に該当する防災資機材を購入する自主防災組織に対し、購入費用を補助します。

■補助金の額

補助対象経費の2分の1 (補助限度額は10万円、申請はAED本体の購入とその他の防災資機材の購入それぞれ1回に限ります)。ただし、市の予算の範囲内とします。

■補助対象団体

自治会等を単位として組織され、市長に規約および活動計画を提出し、市長が認めた自主防災組織

■申請方法

区長を通じて配布する申請書類を提出してください。申請は防災資機材の購入前に限ります。

■申請・問合せ

防災安全課 (市役所内線546)

区分	物品名
情報収集伝達活動資機材	携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器等
消火活動資機材	消火器、三角消火バケツ等
水防資機材	防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、土のう、くい等
救助活動資機材	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープ等
救護活動資機材	AED、担架、救急セット、毛布、シート等
生活維持活動資機材	炊飯設備、組立テント、非常食、飲料水等
その他資機材	防災上有効なものとして市長が認める資機材

課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充

7月中旬に国民健康保険税 (国保税) の決定通知書をお送りします。平成28年度は国保税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充を行います。なお税率の変更はありません。

◆問合せ 保険医療課保険担当 (市役所内線 253・254)

■国保税課税限度額の引き上げ

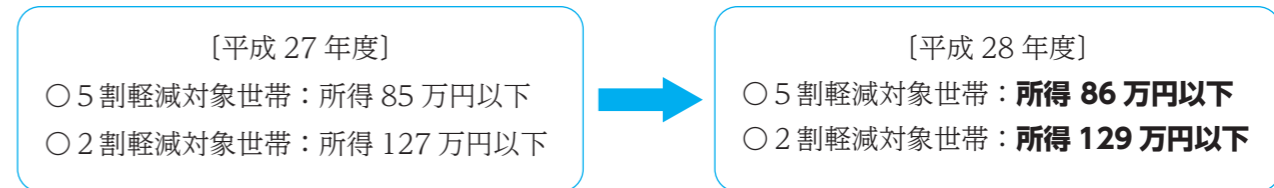
国保税の負担は、所得の高い世帯でも課税限度額までとなっています。平成28年度は、国の基準に準じて下表のとおり課税限度額を引き上げます。

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
平成27年度	52万円	17万円	16万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円

■国保税軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が一定の所得基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。そのうち、5割・2割軽減の基準となる所得額を引き上げ、軽減対象世帯を拡充します。基準額は世帯の被保険者数によって異なります。

(例) 被保険者数2人世帯の場合



■国保税の軽減・減免等

- ①国民健康保険 (国保) から後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が単身となる場合、一定期間平等割額を軽減します。
- ②社会保険等の本人が後期高齢者医療制度に移行することで、国保に加入する65歳以上の被扶養者の方は、一定期間国保税が減免となる場合があります (要申請)。
- ③65歳未満の方で倒産・解雇等の理由で離職し、雇用保険の受給資格がある場合は、国保税算定において、離職日の翌日から翌年度末までの2ヵ年度、前年中の給与所得を30/100とみなし算定する軽減措置が受けられます (要申請)。
- ④災害・失業その他の事情で国保税の納付が困難な場合は減免が受けられる場合があります (概要は右表のとおり)。

※右表の前年所得…課税の根拠となる年の所得 (平成28年度の場合は平成27年中所得)

事由	減免の基準	減免の内容
災害	風水害、火災、震災などにより家屋などの資産が30%以上被害を受けた場合	損害の程度、所得に応じて、納期限が未到来の国保税の8分の1～全額を減免
失業または休業	前年所得 (※) が300万円未満の方で、引き続き3ヵ月以上の失業または事業の休業などにより国保税の納付が困難な場合 (定年退職の場合は不可)	前年所得 (※) に応じて、納期限が未到来の国保税のうち、個人所得割額の2分の1～全額を減免
所得減	世帯内の国保加入者の前年所得 (※) 合計が300万円未満の世帯で、当該年の所得合計見込みが前年比で5割以下に減少し、国保税の納付が困難な場合	前年所得 (※) に応じて、納期限が未到来の国保税のうち、世帯所得割額の2分の1～全額を減免
給付制限	2ヵ月を超える収監などで、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間の国保税の全額を減免